

# 「北区まちづくり協議会」の情報公開ガイドライン

平成 22 年 6 月 17 日

## 1 趣旨

区内のまちづくりに関係する各団体間が情報共有・連携を図り、地域の多様な課題に取り組むことを目的に設立された「北区まちづくり協議会」について、その活動を区民の皆さんに広く情報提供し、より区の特性を踏まえたまちづくりを推進していきます。

## 2 公開の方法

公開の対象は全体会とし、その方法は会議の傍聴及び会議録の公開とします。

### (1) 会議の傍聴

傍聴希望者は、当日会場において申し込みを行うこととします。ただし、会場の関係上、希望者が多かった場合は先着順とします。

また、その他の事項については、「札幌市議会の傍聴に関する規則」に準じ、以下のとおりとします。

次に該当するものは、傍聴することができない。

- ・凶器その他の危険物を持っている者
- ・示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- ・異様な服装をしている者
- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・その他座長が協議会の秩序維持のため必要があると認めた者

傍聴人は次のことをしてはならない。

- ・全体会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること
- ・飲食又は喫煙及び携帯電話の使用
- ・全体会の妨害又は他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為
- ・その他全体会の秩序を乱す行為

傍聴人がこれらの事項に違反する場合は、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### (2) 会議録の公開

会議録は要点筆記（ ）によるものとし、原則として当日の資料も公開します。なお、会議録は原則として事務局及び北区ホームページにおいて公開します。

公開事項

- ・開催日時
- ・開催場所
- ・参加者の状況（出席（欠席）委員名、事務局、傍聴者）
- ・議事概要（発言要旨（発言者名を含む））